

平成27年度 喜多方市社会福祉協議会事業計画

基本方針

社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行とともに社会・経済構造の変化と相まって、地域や家族のつながりが薄れ、高齢者・障がい者の権利侵害や低所得世帯の増加など、地域社会において様々な福祉課題や生活課題が生じている。また、人口の減少により中山間地域においては、限界集落の問題も顕著となり、このようなことから社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

介護事業においては、平成27年4月の介護保険法に関連した法律の制定・施行により要支援者の地域支援事業への移行や利用者負担の見直しが見込まれる。一方、地域における介護施設等の相次ぐ設置に伴う介護職員の不足や利用者ニーズが在宅から施設へと変容するなど、介護事業をめぐる状況は大きく変貌し、これらのことにより本会介護事業の運営は一段と厳しさを増すものと予想される。

このような中ではあるが、本協議会は、市民の皆様の御理解とご協力のもとに地域福祉活動の一層の充実や地域包括ケアシステムの構築を通しての地域支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、指定管理施設の健全運営をはじめ、介護事業の運営強化と介護職員の養成に努め、市民の方々が住みなれた地域で生きがいを持ち安心して生活できる福祉社会の実現に努める。

※地域包括ケアシステムとは

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むため、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供するためのシステム

重点事業

1. 財政基盤の確立

地域福祉事業の活動財源である一般会員制度から組み替えた福祉活動支援金制度の理解と協力を求めるとともに賛助会員の拡充を図り、介護事業においては、一層の健全経営に努め、財政基盤の確立に努める。

2. 地域福祉事業の充実強化

地域福祉の推進を図るため、市民との協働による地域福祉事業並びにボランティア活動の一層の充実を図るとともに、生活困窮者に対する相談・支援体制の強化に努める。

3. 介護事業の運営強化

介護保険制度改正に対応したサービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステム構築のため関係機関との連絡調整を行い、在宅福祉サービスの充実を図る。

また、介護初任者研修事業を継続実施し、介護職員の養成に努める。

4. 指定管理施設の運営

今年度から今後5カ年の指定管理期間が始まることから、引き続き指定管理6施設の適正な管理運営に努め、市民の方々の一層の利用増進とサービス向上に努める。

主要事業

I. 地域福祉部門

1. 法人の運営

- (1) 理事会・評議員会等の開催
- (2) 監事会の実施
- (3) 苦情解決第三者委員会の実施
- (4) 役員・評議員に対する研修の充実
- (5) 新たな福祉活動支援金制度の理解と協力
- (6) 賛助会員の拡充
- (7) 職員の資質向上
 - ・職制、職種に応じた内部研修の実施と県社協主催等の外部研修への参加
- (8) 介護職員初任者研修事業の実施

2. 福祉のまちづくり事業

- (1) 第11回社会福祉大会の開催
 - ・社会福祉功労者表彰
 - ・児童、生徒による福祉作文の発表
 - ・記念講演
- (2) ふれあい社会福祉講座の開催
- (3) 「社協だより」の発行とホームページの充実

3. ボランティア事業

- (1) 児童・生徒のボランティア活動普及事業の推進
 - ・ボランティア協力校指定事業の実施
- (2) 傾聴ボランティア事業の実施
 - ・傾聴ボランティアの登録とコーディネート
 - ・傾聴ボランティア養成講座並びに情報交換会の実施
- (3) ボランティア養成等事業の実施
 - ・「ショートボランティアスクール」事業の実施
- (4) 除雪ボランティア事業の実施 **〈拡充〉**
- (5) 朗読・点訳ボランティアの育成

- ・「声の広報」の発行
- (6) 福祉作文集「ちいさなて」の発行
- (7) ボランティア団体等との連携及び育成支援

4. 地域福祉事業

- (1) 心配ごと相談事業及び総合相談事業の体制強化
- (2) ミニサロン等交付金事業（地域の絆応援事業）の実施 **〈新規〉**
- (3) ふれあいいきいきサロン事業の拡充と世話人連絡会の実施
- (4) 日常生活自立支援事業〈あんしんサポート〉の推進
- (5) 生活福祉資金貸付事業の実施
- (6) 小口生活援助資金貸付事業の実施
- (7) 高額療養費貸付事業の実施
- (8) おもちゃ図書館事業の推進 **〈拡充〉**
 - ・子育て支援ミニサロン事業、にこにこ子育て支援事業の実施
- (9) 福祉と介護の出張講座 **〈新規〉**
- (10) 高齢者生産活動センターの活動支援
 - （・手芸・陶芸・園芸・菌茸・わら工芸・押し花絵・織物）
- (11) 高齢者いきがい対策事業の実施
 - ・陶芸教室の開講（塩川地区、山都地区）
- (12) 児童館の活動支援
- (13) 支部社協事業の助成と活動支援
 - ・小地域福祉活動ネットワーク機能の確立
- (14) 福祉団体の育成支援

1) 民生児童委員連合会	2) ふれあい福祉協議会	3) 老人クラブ連合会
4) 身体障がい者福祉会	5) 手をつなぐ親の会	6) 福島いのちの電話
7) 瓜生岩子刀自顕彰会	8) 更生保護協議会	9) 遺族会連絡協議会
10) その他の福祉関係団体		
- (15) 家族介護者交流事業の実施（リフレッシュ事業）
 - ・参加者交流会の実施
- (16) 車椅子の貸し出し実施

5. 東日本大震災復興への対応

- (1) 「大熊のつどい」及び「避難者健康相談会」等への協力
- (2) 避難元社協との連携

6. 日本赤十字社福島県支部喜多方市地区業務

- (1) 社員募集、災害救援活動の主導
- (2) 赤十字奉仕団と日赤有功会の育成支援

7. 福島県共同募金会喜多方市支会業務

- (1) 共同募金・歳末たすけあい募金運動の実施

8. 福祉施設の運営管理

- (1) 喜多方市総合福祉センター
- (2) 喜多方市熱塩加納保健福祉センター夢の森
- (3) 喜多方市塩川保健福祉センター「いきいきセンター」
- (4) 喜多方市過疎高齢者生活福祉センター「しゃくなげホーム」(山都)
- (5) 喜多方市高齢者生活福祉センター「かたくり荘」(高郷)
- (6) 喜多方市高齢者生産活動センター

9. 生活サポートセンター事業（生活困窮者自立支援事業） **《新規》**

- (1) 生活困窮者に対する包括的相談支援事業
 - ・アセスメントとプランの策定
 - ・自立・就労支援
- (2) 住宅確保給付金の申請に係る相談、受付事務
- (3) 関係機関とのネットワークの構築と社会資源の開発
- (4) 支援調整会議の実施
- (5) 就労支援事業（介護の現場で働きたい人支援事業）
- (6) その他生活困窮者支援に関連する事業

II. 在宅福祉部門

1. 介護保険事業（自主事業）

- (1) 居宅介護支援事業（喜多方・塩川・山都）
- (2) 訪問介護事業（喜多方・高郷）
- (3) 通所介護事業（中央・夢の森・塩川・しゃくなげホーム・かたくり荘）
 - ・中央、塩川については、7時間の通年サービス提供、夢の森、しゃくなげホーム、かたくり荘については、3月～11月までは7時間、12月～2月までは6時間のサービス提供
 - ・機能訓練の充実強化
- (4) 訪問入浴介護事業（全域）
- (5) 介護事業PRの強化

2. 障害者総合支援事業（自主事業）

- (1) 居宅介護事業（喜多方・高郷）
- (2) 通所介護事業（中央・夢の森・塩川・しゃくなげホーム・かたくり荘）

3. 自立支援サービス事業（市受託事業）

- (1) 自立支援訪問介護サービス事業（喜多方・高郷）

- (2) 自立支援通所介護事業（中央・夢の森・塩川・しゃくなげホーム・かたくり荘）

4. いきいき在宅介護サービス事業（自主事業）

- (1) 訪問介護事業（喜多方・高郷）
- (2) 通所介護事業（中央・夢の森・塩川・しゃくなげホーム・かたくり荘）

5. 在宅介護教室の開催

- (1) 在宅介護教室の実施

Ⅲ. 地域包括支援センター部門

1. 共通的支持基盤構築

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域包括ケア会議の実施
- (3) 広報啓発業務の充実

2. 総合相談支援業務

- (1) 高齢者に関する総合相談・啓発
- (2) 街かど相談室の開催
- (3) 介護予防教室の開催
- (4) いきいきサロンへの支援

3. 権利擁護

- (1) 権利擁護に関する相談、啓発
- (2) 成年後見制度等必要なサービスの利用者への支援
- (3) 高齢者虐待や困難事例への対応

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (1) 包括的・継続的なケア体制の環境整備
- (2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- (3) 個々の介護支援専門員へのサポートの実施（事例相談、事例検討等）
- (4) 支援困難事例等への指導・助言
- (5) 居宅介護支援事業所部会及び各介護保険サービス事業者部会の開催

5. 介護予防ケアマネジメント業務

- (1) 要支援認定者に対する予防プランの作成
- (2) 介護予防事業への支援